

初診時の機能強化加算に関するお知らせ

当院は、機能強化加算算定の届出機関となっており、「かかりつけ医」として以下の取組みを行っています。

- 1.他の医療機関の受診状況や処方内容を把握した上で診療を行います。
- 2.健康診断の結果や健康管理に関する相談に応じます。必要により、専門の医師・医療機関に紹介します。
- 3.往診・在宅医療について24時間の対応を行っています。
- 4.夜間・休日の緊急時の問い合わせへの対応を行っています。
- 5.もの忘れ・認知症の対応を行っています。
- 6.介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。

まずは、0283-22-6045(亀田医院)へお電話ください。

診療時間内(月～金:午前9時～午後6時、土:午前9時～12時)は、職員が対応し、時間外・夜間・休診日には携帯電話への直接転送にて担当医が対応します。

外来感染対策向上加算 及び 発熱患者等対応加算 についての お知らせ

当院は新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱外来などを実施する、「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/shinkoukansensyou2023/kyoutei.html>

当院外来においては、ご本人の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療を受け入れています。なお当該診察時には、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。

感染防止対策として「院内感染対策管理者」である院長が中心となり「感染防止対策部門」を設置し、「院内感染対策指針」及び「院内感染対策マニュアル」（院内受付に常設）を定め、職員全員の遵守のもと院内感染防止対策を推進しています。

上記対応を踏まえ初診あるいは再診時に「外来感染対策向上加算」（6点、月1回）を算定しています。

また、発熱その他感染症を疑わせる場合に感染防止対策を講じて診療を行った場合、「発熱患者等対応加算」（20点、月1回）が加算されます。

2024年6月1日
亀田医院院長 亀田 進吾

お知らせ

当院は、マイナンバーカードを用いてオンライン資格確認できる体制を整備しています。診察の方は、ご自身でマイナンバーカードを用いて受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いします。

この仕組みは医療機関同士の連携により、患者さんの医療情報などを取得・共有することにより、質の高い医療サービスの提供に付与するものです。

オンライン資格確認により当院での閲覧が可能になる診療情報は以下の通りです。

- ① 健康保険症の資格の有無
- ② 高額医療費制度の負担区分
- ③ 他院での投薬履歴
- ④ 特定健診情報
- ⑤ その他

なお初診時には、当院の問診票を記入し、受付に提出してください。

診療情報の取得方法により初診・再診時に医療情報取得加算として以下の点数が加算されます。

初診時(月に1回)

- 1.医療情報取得加算 1 3点
「加算 2」以外の方法で診療情報を取得した場合
- 2.医療情報取得加算 2 1点
オンライン資格確認または他医療機関から診療情報取得した場合

再診時(3月に1回)

- 3.医療情報取得加算 3 2点
「加算 4」以外の方法で診療情報を取得した場合
- 4.医療情報取得加算 4 1点
オンライン資格確認または他医療機関から診療情報取得した場合

2024.6.1
医療法人 社団 亀田医院
院長

お知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28 日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が 対応可能かは病状に応じて担当医が判断します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者さんに対して、医師の処方により医師および薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大 3 回まで反復利用できる処方せんです。

※同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局に相談ください。

リフィル処方せんの留意点

- ① 医師が患者さんの病状などを踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- ② 投薬量に限度が定められている医薬品および貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方できません。
- ③ 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- ④ 薬剤師から、次回の調剤予定の確認や予定される時期に来局しない場合は、電話などにより状況を確認することがあります。また、他の薬局で調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- ⑤ 患者さんの体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

2024.6.1

医療法人 社団 亀田医院
院長

お知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28 日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が 対応可能かは病状に応じて担当医が判断します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者さんに対して、医師の処方により医師および薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大 3 回まで反復利用できる処方せんです。

※同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局に相談ください。

リフィル処方せんの留意点

- ⑥ 医師が患者さんの病状などを踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- ⑦ 投薬量に限度が定められている医薬品および貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方できません。
- ⑧ 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- ⑨ 薬剤師から、次回の調剤予定の確認や予定される時期に来局しない場合は、電話などにより状況を確認することがあります。また、他の薬局で調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- ⑩ 患者さんの体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

2024.6.1

医療法人 社団 亀田医院
伊保内診療所 院長